日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



東京都

発 行

第一

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条 項の規定に基づき東五反田二丁目第3地区市街地再開

目

次

により、次のように告示する。

令和四年二月九日

東京都知事

小

池

百

合子

組合の名称

発組合の設立を認可したので、

同法第十九条第一項の規定

の規定により、次のように告示する。 地再開発組合の設立を認可したので、

令和四年二月九日

東京都知事

小

池

百 合子 第一項の規定に基づき東京駅前八重洲一丁目東A地区市街

同法第十九条第一

項

○令和四年第一回東京都議会定例会の招集…………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

示

○不在者投票管理者を置く施設の指定………………

公

○開発行為に関する工事完了………………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)… pu

告

示

●東京都告示第百三十九号

令和四年第一回東京都議会定例会を、二月十六日に招集

1

する。

………………………(財務局主計部議案課

○市街地再開発組合の設立認可(二件) ………… …………(都市整備局市街地整備部再開発課)…

事業施行期間

東五反田二丁目第3地区市街地再開発組合

令和四年二月九日から令和十一年三月三十一日まで

 \equiv

施行地区

事業施行期間

東京駅前八重洲一丁目東A地区市街地再開発組合

令和四年二月九日から令和八年三月三十一日まで

組合の名称

○建築基準法による道路位置の指定……………

○都道の区域変更………(建設局道路管理部路政課)…

四 事務所の所在地 品川区東五反田二丁目地内

三

施行地区

品川区東五反田二丁目十四番十八号

൛൮

五. 設立認可の年月日

令和四年二月九日

六 事業年度

൛൮

四月一日から翌年三月三十一日まで

七

公告の方法

四月一日から翌年三月三十一日まで

六

事業年度

令和四年二月九日 設立認可の年月日

Ŧī.

四

事務所の所在地

中央区八重洲一丁目四番十六号

中央区八重洲一丁目地内

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、 特に必要があるときは官報

八

権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期

等に掲載してこれを行う。

事務所の掲示板に掲示し、

特に必要があるときは官報

限

令和四年三月十日

八 等に掲載してこれを行う。

限 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期

令和四年三月十日

●東京都告示第百四十号

令和四年二月九日

小

池

百

合 子

●東京都告示第百四十一

都市再開発法

(昭和四十四年法律第三十八号) 第十一

東京都知事

 \triangleright

路の種類指定に係る道

指定年月日

●東京都告示第百四十二号

おり道路の位置を指定した。 という。)第四十二条第一項第五号の規定により、 なお、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。 関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置 以下「法」 次のと

いて縦覧に供する。 令和四年二月九日

東京都多摩建築指導事務所長 浅 井

勉

路の位置指定に係る道 幅員(単位メ 路の延長及び **し**トル)

三の一部 保字栗原五千 田立市大字谷 幅員 四 £ī. ○ 七〇

延長

東

京

都

道路

公

の規定による 第一項第五号

月二十一日 令和四年一

の規定により、 ●東京都告示第百四十三号 道路法

その関係図面は、令和四年二月九日から起算して二週間 都道の区域を次のように変更する。

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年二月九日

東京都知事 小 池 百 合 子

変更の概要 変更の区間 別図表示のとおり 日野市程久保三丁目三十七番 一地先

路線名

相模原立川

(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一

項

都道稲城日野線

日野市 程久保

区域変更箇所

南平一丁目

程久保三丁目

程久保 七丁目



都道 一丁目地内。这域変更略図

市 入 面延 積 長 区 域 道道 Ξ 五 ・〇九平方メートル 六五メート

ル

日野市 程久保八丁目 都道相模原工川線 至平山 三七の一

程久保三丁目

IJ

施

設 0)

名

称

アンレーヴ二子玉川

告 示

選

●東京都選挙管理委員会告示第九号

判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十 二号)においてその例によることとされる場合を含む。) 二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁 十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) (昭和 第五

令和四年二月九日

のとおり指定した。

の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次

東 京 都 選 挙 管理 一委員

会

所 在 地

号 世 田谷区玉川三丁目二十九番

ケアハウス東日暮里 荒川区東日暮里三丁目三番八号

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和四年二月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井

勉

住所及び氏名許可を受けた者の

第一項に掲げる数とし、

一・〇四五二二九八二八一三三

十七番一、七百四十八番一及青梅市日向和田三丁目七百四 二十二号 西東京市北原町三丁目 二番

四

発 行

東

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

京

都

本号 箇月

三〇円

勝 美 印 刷 株

郵便番号

定 価

電話

〇三(五三二一)一一一(代)

(第17514号)

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

番一の一部(第一工区)青梅市野上町一丁目百四十二

び七百四十九番

株式会社アーネストワン 代表取締役 松林

西東京市東伏見三丁目六番 タクトホーム株式会社

代表取締役

小寺

裕

政令に規定する知事が定める数について 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する

規定する知事が定める数は、 十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項に 定政令」という。)第九条第三項、 定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算 令和四年度における、 国民健康保険の国庫負担金等の算 次のとおりとする。 第五項及び第八項、 第

令和四年二月九日

東京都知事 小 池 百 合

子

医療費指数反映係数

算定政令第九条第三項の知事が定める数は、 一とする

一般納付金所得係数

算定政令第九条第五項の知事が定める数は、

六一五六五〇四三八二四とする。

三 般納付金基礎額調整係数

令第百十一号。 び標準保険料率に関する省令 保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及 算定政令第九条第八項の知事が定める数は、 以 下 「納付金等省令」という。)第十条 (平成二十九年厚生労働省 国民健

五とする。 後期高齢者支援金等納付金所得係数

重行 一八六五一九八四四七七とする。 算定政令第十条第三項の知事が定める数は、

· =

四

Ŧī. 後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数

省令第十六条第一項に掲げる数とし、 算定政令第十条第六項の知事が定める数は、 〇・九九九九九九九 納付金等

六 介護納付金納付金所得係数

九九九六五九八とする。

算定政令第十一条第三項の知事が定める数は、

三三四〇六二七八五一五七とする。

介護納付金納付金基礎額調整係数 算定政令第十一条第六項の知事が定める数は、 納付金

七

九九九九二二九七とする。 等省令第二十五条第一項に掲げる数とし、○・九九九九

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 式 会 社 郵便番号 113**-**0001 **√"** FSC ミックス 艇

リサイクル適性の